

転入手続きについて

本市への転居が決まり次第、本市教育委員会及び本校に「転入すること」と「転居予定日」をお知らせください。前もって知らせていただくことで、本校の方でも事前準備(学校諸経費等の計算、転入用の書類の準備等)をする事が出来ます。また、来校時に学校生活や物品等詳細について説明させていただきます。

大阪狭山市への転入手続きの手順

大阪狭山市へ転入決定

※居住地の市役所(役場)と学校で転居(出)の手続きを行います。

決まり次第本校へ連絡

転居後 2 週間以内に

大阪狭山市役所

1 階 市民窓口グループへ

☆「転入届」を提出する。

そのあと

3 階 大阪狭山市教育委員会 学校教育グループへ

☆「転入学通知書」の交付を受ける。

※私立、国立学校へ通学されている方・外国籍の方・支援学校に通学されている方、就学援助について聞きたい方等、事情により手続きが別に必要な場合がありますので事前に本市教育委員会にお問い合わせください。

本校へ

☆教育委員会より交付された「転入学通知書」を提出する。

☆転出校より交付された「教科書給与証明書」「在学証明書」を提出する。

※来校時に教科書や物品購入、学校諸経費・口座振替等本校での手続きの説明をさせていただきます。

※ 状況によっては、手順内容が異なる場合があります。